

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市地域の元気臨時交付金基金条例【財政局財務部財政課】	6 4 9
○ 北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健医療部保険年金課】	6 5 0
○ 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例【交通局総務経営課】	6 5 1
◇ 規 則	
○ 北九州市地域の元気臨時交付金基金条例施行規則【財政局財務部財政課】	6 5 3
◇ 告 示	
○ 路面復旧費・検査事務費徴収単価表の告示【建設局総務部管理課】	6 5 4
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	6 6 8
○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	6 6 9
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	6 7 0
◇ 上下水道局	
○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（4 件）【上下水道局下水道部下水道計画課】	6 7 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市地域の元気臨時交付金基金条例

国から交付される地域の元気臨時交付金を活用し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、北九州市地域の元気臨時交付金基金を設置することにしました。

条例では、基金の設置、基金の積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、平成26年3月19日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例

基金の額を3,000万円から1,000万円に減額することにしました。

この条例は、平成26年3月19日から施行することにしました。

◇北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

- 1 一般乗合自動車の大人の普通旅客運賃を次のとおり改めることにしました。

乗車区数	金額
1区	190円以内において管理者が定める額
2区	230円以内において管理者が定める額
3区	260円以内において管理者が定める額
4区	290円以内において管理者が定める額
5区	320円以内において管理者が定める額
6区	350円以内において管理者が定める額
7区	380円以内において管理者が定める額
8区以上	7区から1区増すごとに20円を380円に加えた額以内において管理者が定める額

- 2 特定の路線に係る運賃又は料金について、管理者が事業の経営上必要があると認める場合であって、道路運送法第9条第4項の規定による合意があったときは、管理者は、当該運賃又は料金を別に定めることができることにしました。
- 3 カード式の回数乗車券を使用して乗継ぎが行われた場合の乗継ぎ後の割引額を90円以内において管理者が定める額に改めることにしました。
- 4 一般乗合自動車の通常期間定期旅客運賃を次のとおり改めることにしました。

種別	通用期間
	1月
通勤定期旅客運賃	大人普通旅客運賃を60倍した額の2割7分引
通学大人定期旅客運賃（中学生を除く。）	大人普通旅客運賃を60倍した額の4割2分引
持参人式定期旅客運賃	大人普通旅客運賃を60倍した額の2割7分引
指定地域フリー定期旅客運賃	大人普通旅客運賃の2区の運賃を60倍した額の2割7分引
全線定期旅客運賃	大人普通旅客運賃の12区の運賃を60倍した額の2割7分引
一括契約定期旅客	大人普通旅客運賃を60倍した額の3割2分引

運賃

5 一般乗合自動車の学期定期旅客運賃を次のとおり改めることにしました。

種別 \ 通用期間	2月以上3月未満	3月以上4月未満
通学大人学期定期旅客運賃（中学生を除く。）	通用期間の初日から2月までは大人普通旅客運賃を120倍した額の4割3分5厘引とし、2月を超える日数については大人普通旅客運賃を2倍した額に端数日数を乗じて得た額の4割3分5厘引	通用期間の初日から3月までは大人普通旅客運賃を180倍した額の4割4分7厘引とし、3月を超える日数については大人普通旅客運賃を2倍した額に端数日数を乗じて得た額の4割4分7厘引

この条例は、1、3、4及び5については平成26年4月1日から、2については同年3月19日から施行することにしました。

◇北九州市地域の元気臨時交付金基金条例施行規則

北九州市地域の元気臨時交付金基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成26年3月19日から施行することにしました。

北九州市地域の元気臨時交付金基金条例をここに公布する。

平成26年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第1号

北九州市地域の元気臨時交付金基金条例
(設置)

第1条 国から交付される地域の元気臨時交付金(次条において「交付金」という。)を活用し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、北九州市地域の元気臨時交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、交付金に相当する額その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第2号

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和53年北九州市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3,000万円」を「1,000万円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月19日

北九州市長 北橋健治

北九州市条例第3号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号アの表を次のように改める。

乗車区数	金額
1区	190円
2区	230円
3区	260円
4区	290円
5区	320円
6区	350円
7区	380円
8区以上	7区から1区増すごとに20円を380円に加えた額

第1条に次の1項を加える。

- 3 特定の路線に係る運賃又は料金について、管理者が事業の経営上必要があると認める場合であつて、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定による合意があつたときは、管理者は、第1項の規定にかかわらず、当該運賃又は料金を別に定めることができる。

第2条の2中「80円」を「90円」に改める。

別表第1の1 通常期間定期旅客運賃の表の通勤定期旅客運賃の項1月の欄中「2割5分」を「2割7分」に改め、同表の通学大人定期旅客運賃（中学生を除く。）の項1月の欄中「4割」を「4割2分」に改め、同表の持参人式定期旅客運賃の項1月の欄中「2割5分」を「2割7分」に改め、同表の指定地域フリー定期旅客運賃の項1月の欄中「2割5分」を「2割7分」に改め、同表の全線定期旅客運賃の項1月の欄中「2割5分」を「2割7分」に改め、同表の一括契約定期旅客運賃の項1月の欄中「3割」を「3割2分」に改める。

別表第1の2 学期定期旅客運賃の表の通学大人学期定期旅客運賃（中学生を除く。）の項2月以上3月未満の欄中「4割1分8厘」を「4割3分5厘」に改め、同項3月以上4月未満の欄中「4割3分」を「4割4分7厘」に改め

る。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市地域の元気臨時交付金基金条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第11号

北九州市地域の元気臨時交付金基金条例施行規則

(基金の管理)

第1条 北九州市地域の元気臨時交付金基金(第3条において「基金」という。)は、財政局長が管理する。

(繰替運用の方法)

第2条 北九州市地域の元気臨時交付金基金条例(平成26年北九州市条例第1号)第5条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度財政局長が定める。

(帳簿)

第3条 財政局長は、北九州市地域の元気臨時交付金基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第94号

北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）第25条第3項の市長が別に定める単価表を次のように定め、平成26年4月1日以後道路の占用の許可を受けた者から適用する。

路面復旧費徴収単価表（平成25年北九州市告示第193号）は、平成26年3月31日をもって廃止する。

平成26年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 26 年 度

路面復旧費・検査事務費
徴収単価表

(平成26年4月1日)

北九州市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。
平成26年4月1日以後道路の占用の許可を受けたものから適用する。

【北九州市道路占用規則抜粋】

(掘削の方法等)

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- (1) 市長が施行する道路に関する工事と併せて復旧する必要があるとき。
- (2) 掘削の伴う工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- (3) 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(費用の徴収)

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事を行うことをいう。）に該当する場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行した場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。

3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。

4 前項の単価表は、告示する。

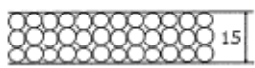
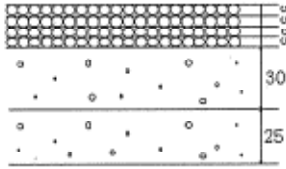
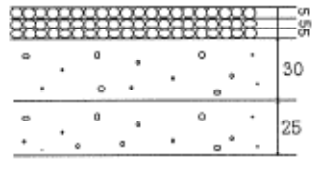
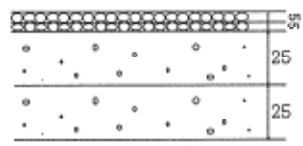
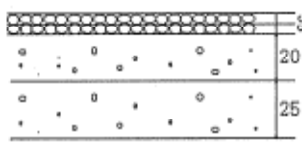
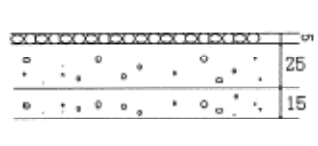
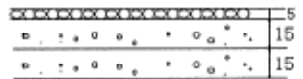
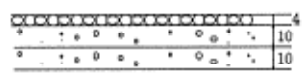
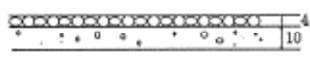
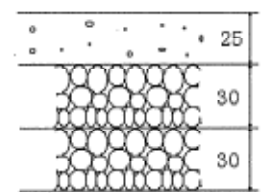
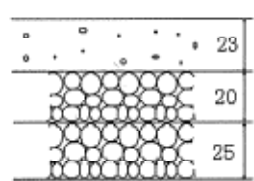
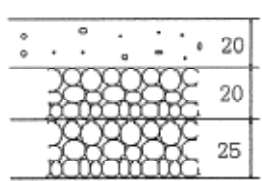
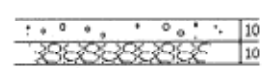
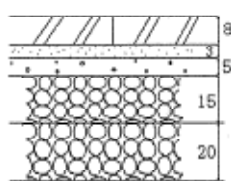
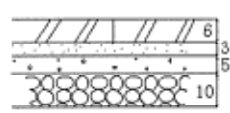
路面復旧費・検査事務費徴収単価表

1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価 (円)	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費 (円)
砂利道	G	—	130
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	29,930	1,590
	＃ 2	24,950	1,320
	＃ 3	19,580	1,000
	＃ 4	19,180	950
	＃ 5	12,310	710
	＃ 6	10,200	550
	＃ 7	9,030	470
	＃ 8 (歩道)	5,490	400
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	29,370	1,430
	＃ 2	27,500	1,380
	＃ 3	26,310	1,300
	＃ 4 (歩道)	12,240	730
コンクリート ブロック道	C. B (車道)	22,400	1,210
	C. B (歩道)	13,480	840

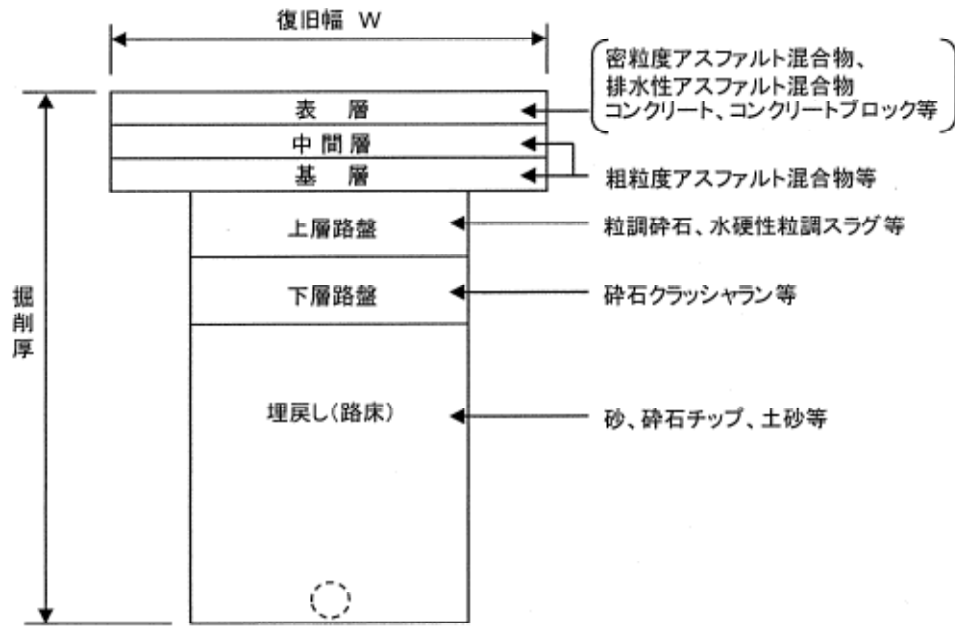
- 注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。
- 注2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	Con 1		Con 2		Con 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	Con 4 (歩道)		C. B (車道)		C. B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

3 復旧の構造基準

(1) 車道の基準

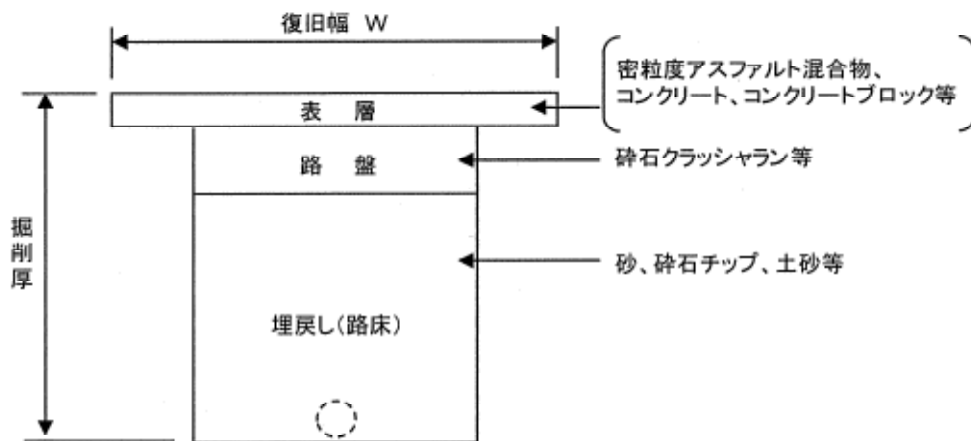


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	Con 1	Con 2	Con 3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

(2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	As 8	Con 4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

(1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

(2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

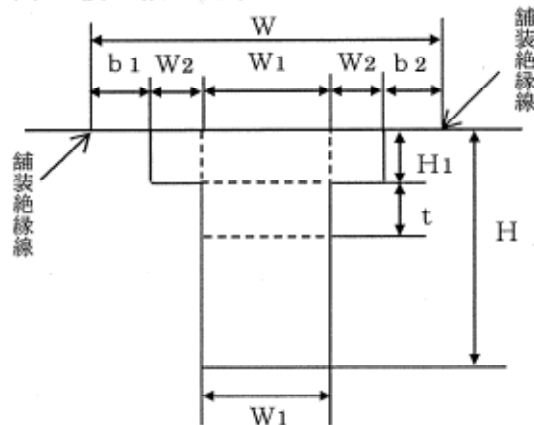
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

(4) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削幅 (最小掘削幅 0.6m)

W_2 = 影響の片側幅 = $K t$ (最小影響幅 0.3m)

b_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

b_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅 (反対側)

H = 掘削深さ

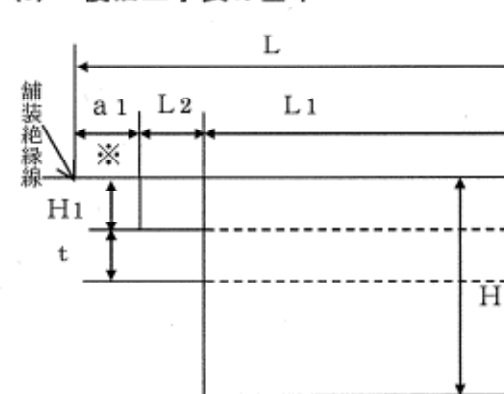
H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

K = 係数 (コンクリート舗装 : 1.4、アスファルト舗装 : 1.0)

t = 路盤 (上層路盤 + 下層路盤) の総厚

W = 復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

(5) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響の片側長 = $K t$ (最小影響長 0.3m)

a_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

a_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長 (反対側) ※左図の a_1 を a_2 と読み替える

H = 掘削深さ

K = 係数 (コンクリート舗装 : 1.4、アスファルト舗装 : 1.0)

H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

t = 路盤 (上層路盤 + 下層路盤) の総厚

L = 復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

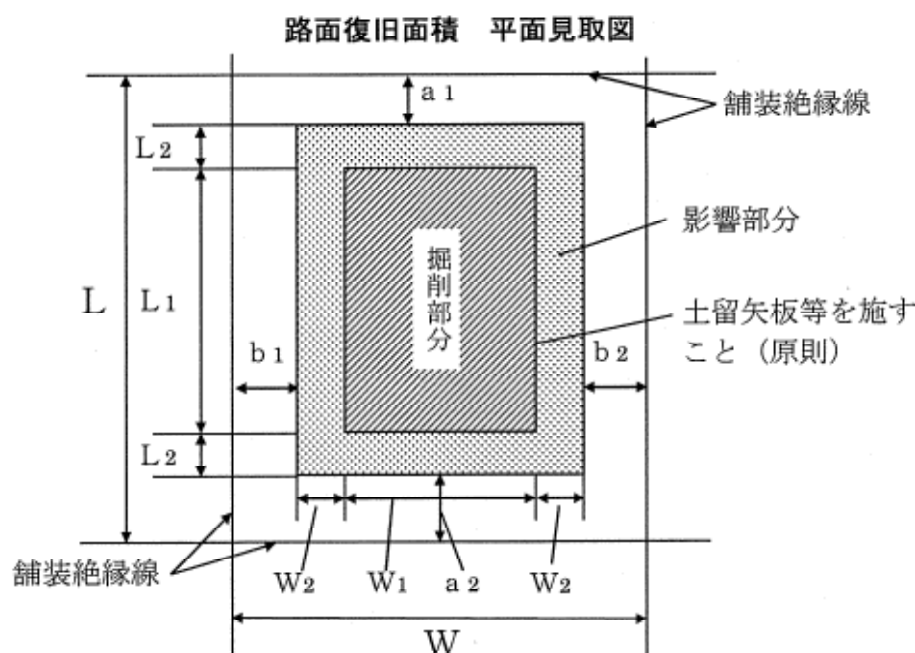
$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。

イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

A_2 影響部分の面積

W_1 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

L_1 掘削部分の長さ

L_2 影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

t 掘削部分の路盤の厚さ

K コンクリート舗装の場合にあっては 1.4、アスファルト舗装の場合にあっては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離

ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

エ 影響面積の例（アスファルト舗装の場合）

図-1

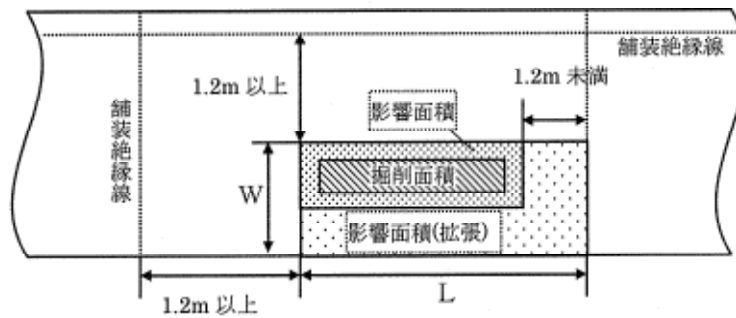
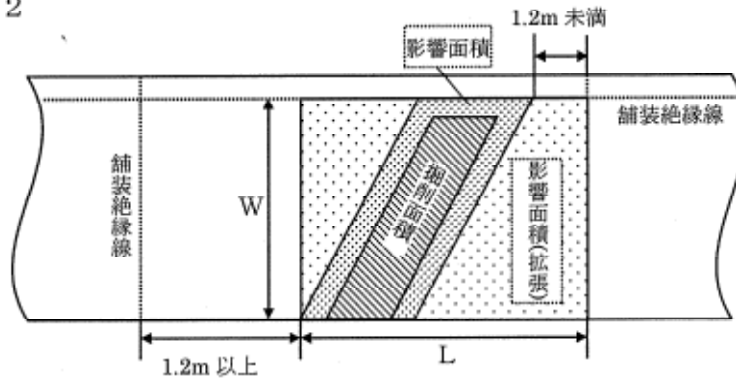


図-2



復旧面積 = A
 $A = W \times L$

※コンクリート舗装の場合、図-1及び図-2において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

(9) 復旧面積の積算上の基準

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長によるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

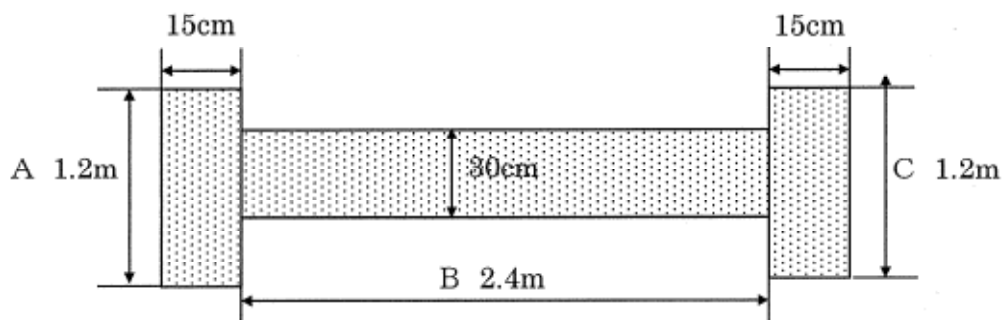
表-1

1 m 当たり単価 (円)

種 別		W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm	
区 画 線	白色	実 線	870	1,060	1,650	—
		破 線	900	1,130	1,700	—
	横断線 ・ゼブラ	870	1,060	1,650	2,090	
	黄色	実 線	870	1,060	1,650	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

$1.2m + 1.2m = 2.4m$

端数を切り上げると 3m、延長は 3m となる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると 3m、延長は 3m となる。

表-2





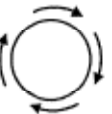
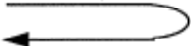

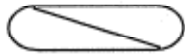





種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	11,080	
	右左折		白	11,790	
	直進・右左折		白	15,660	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	35,200
		対角 4m			93,100
		直径 2m		白	41,710
直径 4m		114,220			
記号	転回禁止		黄	21,470	
			黄	16,720	
	終わり		白	25,690	
	横断歩道あり		白	29,040	
	前方優先道路		白	31,150	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	33,610	
			黄	33,610	
	簡易な文字 (平仮名及び仮名を含む。)	5画未満	白	7,560	
			黄	7,560	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	14,250	
			黄	14,250	
複雑な文字	10画以上	白	16,540		
		黄	16,540		
マーク	文マーク		白	95,920	
	自転車マーク		白	2,640	
	自転車放置禁止区域マーク		青、赤、白	19,370	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価(円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	10,330
		両面	11,630
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	20,950
		両面	23,230
	設置幅 30cm	片面	23,880
		両面	25,810

(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増

イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(12) 路面復旧費の徴収方法

ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。

イ 掘削申請件数の多い申請者(西日本電信電話(株)、九州電力(株)、西部ガス(株)、上下水道局)については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

5 舗装全幅復旧について

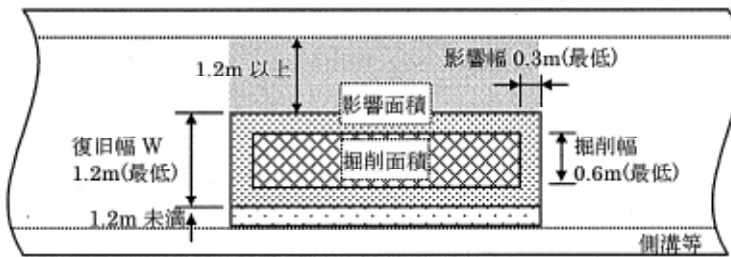
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積 3 m^2 未満の工事

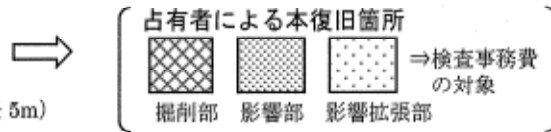
【舗装全幅復旧の事例】

- (1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は 1.2m を 1.8m と読み替える）



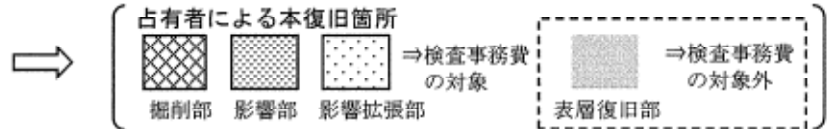
【一定規模の工事①】

- ・道路を横断する各戸引込管工事
 - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
 - ・掘削面積 3 m^2 未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積 6 m^2 (復旧幅 $1.2\text{m} \times$ 工事長 5m)

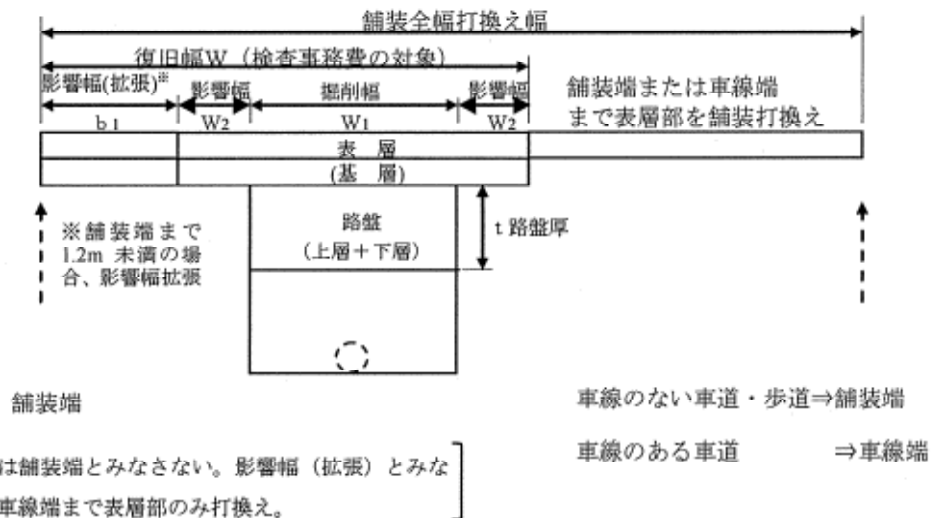


【①以外の工事】

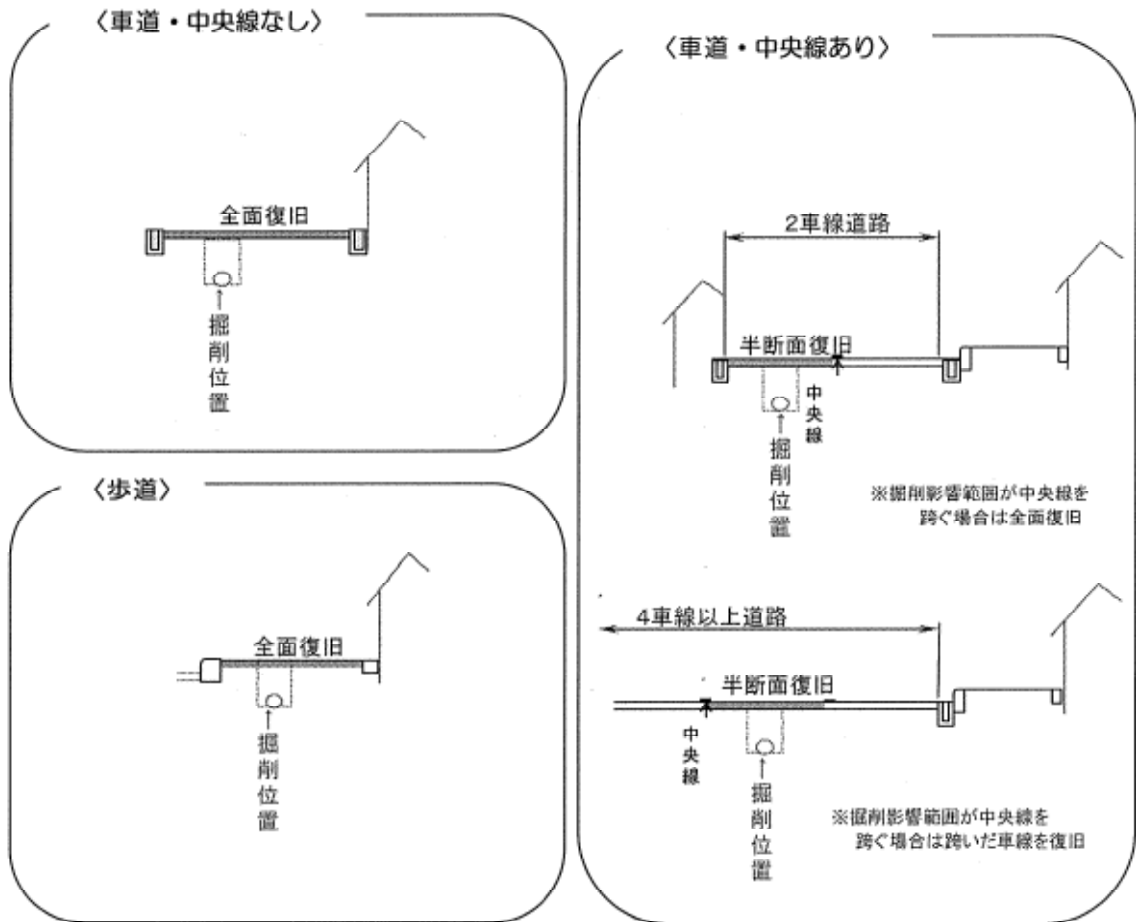
- ・掘削面積 3 m^2 以上の工事
- ※表層部を全幅復旧



- (2) 断面の考え方



(3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

(4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

北九州市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年3月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
48	中間引野線	北九州市八幡西区的場町317番3地先から 北九州市八幡西区里中一丁目4番6地先まで	平成26年3月27日

北九州市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年3月19日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
氏名又は名称	住所	
ミニストップ小倉徳吉西店 飯田健治	北九州市小倉南区徳吉西三丁目6番9号	平成26年3月17日から平成26年3月31日まで